世田谷区告示第７７２号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和８年１１月９日から１５日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年１１月９日

世田谷区長　保　坂　展　人

１　認定番号

２８－１

２　変更の区間

世田谷区桜二丁目５８０番１３の内

３　変更の区域

延　長　　１４．８４メートル

幅　員　　０．１１メートルから０．２１メートルまで

面　積　　２．５０平方メートル

４　供用開始の期日

令和８年１１月９日

案　内　図

━━━	特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区	桜二丁目９番

